

林業公社だより

2023
No.15

公益社団法人 長野県林業公社

令和5年(2023年)8月1日発行

〒380-8567 長野市大字中御所字岡田30-16 (長野県林業センタービル2階)
TEL. 026-228-7211 FAX. 026-228-1200 URL. <http://www.nagarin.or.jp> E-mail. kousya@nagarin.or.jp





公益社団法人 長野県林業公社
2件の「いいね！」・フォロワー7人

投稿 基本データ 写真 動画

自己紹介

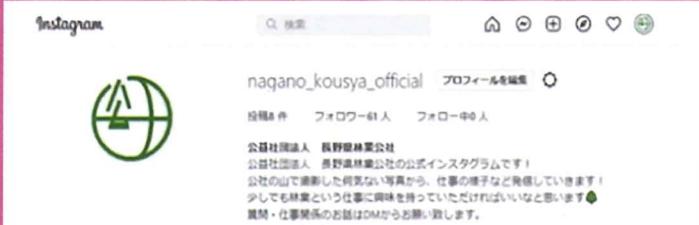
公益社団法人 長野県林業公社公式facebookで
了！
公社の山で撮影した何気ない写真から、仕事の
様子など発信していきます。
少しでも林業という仕事に興味を持っていただけ
たらいいなと思います！

ページ・林業
kousya@nagarin.or.jp
nagarin.or.jp/gyomu.html

まだ評価はありません(レビュー0件)

写真 すべての写真を見る





naqano_kousya_official プロフィールを編集

投稿8件 フォロワー81人 フォロー中0人

公益社団法人 長野県林業公社
公益社団法人 長野県林業公社の公式Instagramです！
公社の山で撮影した何気ない写真から、仕事の様子など発信していきます！
少しでも林業という仕事に興味を持っていただければいいなと思います！
質問・仕事関係のお話はDMからお問い合わせください。

www.nagarin.or.jp

投稿 直近 お気に入り タグ付けされている人



 **facebook URL**
<https://www.facebook.com/profile.php?id=100090771563958>

 **Instagram URL**
https://www.instagram.com/nagano_kousya_official/
QRコード

Contents

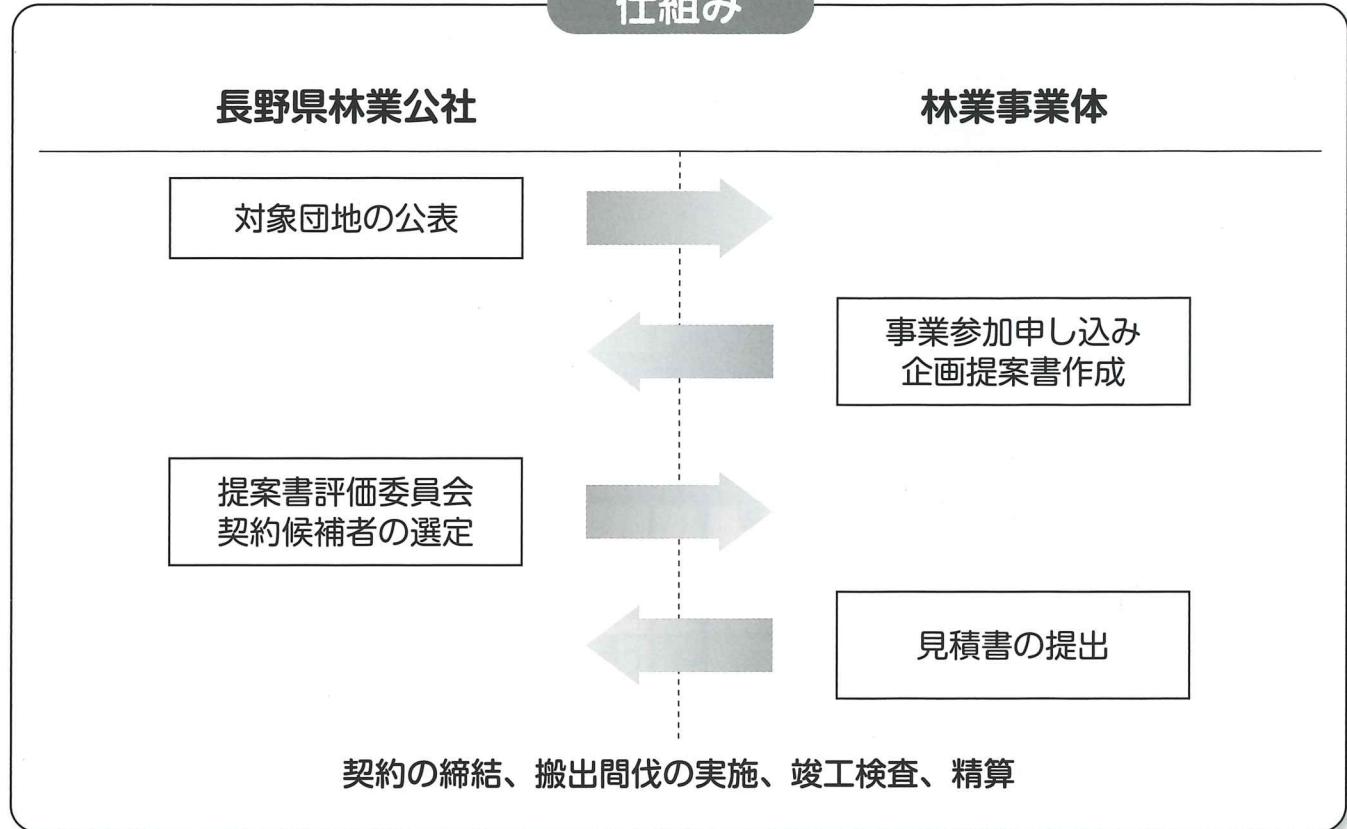
【特集】林業公社からのお知らせ	1
企画提案型搬出間伐等促進事業の試行について	2
【トピックス】令和4年度事業実績と令和5年度事業計画	3
令和6年4月から相続登記が義務化されます	4
林業公社からのお願い	5
林業公社の各業務の窓口を紹介します	5
【お知らせ】令和5年度の定時総会を開催しました	6

企画提案型搬出間伐等促進事業の試行について

林業公社の搬出間伐事業を進めるうえでの課題として、公社発注の事業期間が当年度に完了しなければならず、林業事業体の労務管理が難しく、入札に応じてもらえないケースがあるという点が挙げられます。また、公社の人員不足等により、発注件数が限られ搬出間伐が計画に達しないなどの課題もあることから搬出間伐事業を進めるために「企画提案型搬出間伐等促進事業」を試行しています。

木材価格の有利な時期に原木市場に出すことで、高収入が見込めることがや労務管理がスムーズに行えることなどのメリットが期待されます。

仕組み



このような流れで、事業が進んでいきます。木材価格の高い時期に市場へ持ち込めるので、有利な販売に期待が持てます。

●木材価格と賃金単価（普通作業員）の推移

(単位：円／m³、円／人・日、%)

区分	S41	S55	R元	R2	R3 ウッドショック	R4 (3月)	R5 (3月)	変化率	
								対S55	対R2
スギ	14,450	36,460	11,700	10,400	14,000	15,600	15,500	42.5	149.0
ヒノキ	16,570	70,750	14,800	13,400	22,000	26,000	18,100	25.6	135.1
アカマツ	10,780	26,210	8,800	8,800	11,300	13,500	15,000	57.2	170.5
カラマツ	11,340	25,670	14,900	14,300	17,000	20,000	21,300	83.0	149.0
賃金単価	950	6,700	19,400	19,700	19,800	20,400	21,900	326.9	111.2
※	17.4人	10.6人	0.8人	0.7人	1.1人	1.3人	0.8人		

※ヒノキ1m³で雇用できる人数

当公社では、契約地の森林の適切な保育を通じ、水源のかん養や県土の保全など、森林のもつ公益的機能の維持・増進を図るとともに、将来的な県産材の安定供給に資するため、県下各地で森林整備を行っています。

最近の施業は、間伐とニホンジカやツキノワグマの剥皮被害を防ぐための獣害防除を中心に進めています。

また、材の搬出や森林管理に利用する作業道の開設及び補修も計画的に行ってています。

事業内容	令和4年度実績	令和5年度計画
除伐(ha)	—	2
保育間伐(ha)	108	168
搬出間伐(ha)	19	51
つる切(ha)		30
獣害防除(ha)	166	155
作業道開設(m)	2,105	3,200
作業道補修(m)	2,459	4,500
分収林施業転換推進事業 (分収割合の変更契約等 に係る業務)	5,789	
事業費(千円)	8,5871	133,162
受託事業(件)	10件	19,951
		9,800



保育間伐・獣害防除(根羽村 本洞団地)



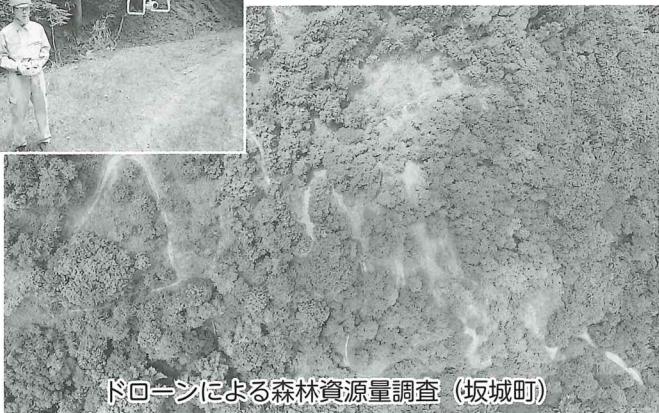
保育間伐(大町市 九津団地)



搬出間伐(高山村 三俣団地)



作業道補修(大町市 九津団地)



ドローンによる森林資源量調査(坂城町)

日本全国で所有者不明の土地は、全体の約2割、およそ410万haで、九州よりも広い面積です。

これは、土地の相続時に遺族が相続登記を行わなかったり、所有者が所在不明になつたりすることで発生し、年々増え続けています。

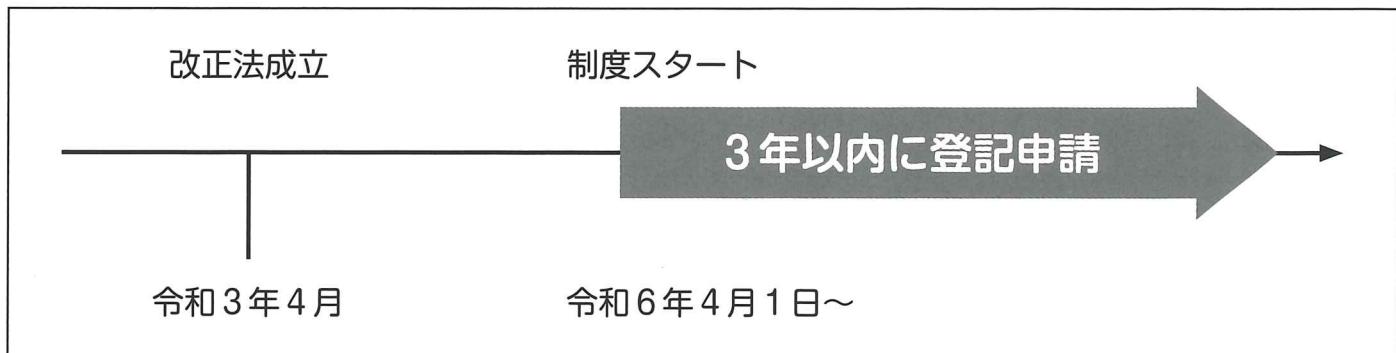
例えば、土地を処分（売却など）しようとする場合、所有者（共有者）全員の同意が必要ですが、その全員と連絡を取り合うのに手間や費用がかかったり、また、連絡が取れなかつたりで、身動きがとれなくなるケースも珍しくありません。

こうした事態を防ぐには、土地の所有者がきちんと登記をし、権利の所在を明らかにしておく必要があります。

■相続登記の義務化

このいわゆる「所有者不明土地問題」を解決するための法律が令和3年4月に成立し、相続登記が義務化されることが決まりました。実際に相続登記が義務化されるのは、令和6年4月1日からで、土地や建物を相続したことを知った日から3年以内に登記を行うことが法律で義務付けられます。制度スタート前に相続が発生したケースも、義務化の対象となります。

新しい制度では、正当な理由がないのに、登記を怠れば罰則（10万円以下の過料）が適用されることもあります。



■相続人申告登記制度の創設

例えば、相続人の間で遺産分割の話し合いが整った場合には、その結果を踏まえた登記をすることになりますが、こじれてしまって、話し合いが難しいような場合は、今回の制度改正で新たに設けられた「相続人申告登記」の手続をとることで、ひとまず、義務を果たすこともできます。この手続きは、自分が相続人であることを申告して、それを示す戸籍を示せば、一人で行うことができます。

（注意：「相続人申告登記」は、相続によって権利を取得したことまでは公示されないので、従来の登記とは異なります。）



topics

長野県林業公社では、これまで公社有林の適切な整備や管理を通じ、公益的機能の維持増進に努めてきたところです。この取組みの成果について、国の運営する制度の下で、クレジットとして認証を受けるべく準備を進めてきましたが、令和5年3月に791二酸化炭素トンの認証をいただきました。

環境保全に取り組む企業等が、公社の創出したJ-クレジットを活用してカーボンオフセットをすることは、長野県が進めているゼロカーボンにも貢献できるものと期待されます。

* J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の削減量や適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です（経済産業省、環境省、農林水産省により運営されています）。

topics

林業公社からのお願い

○契約者の皆様への「公社だより」の送付について

- ・昨年度に続き、今年度も当公社と御契約いただいている関係の皆様全員に「林業公社だより」をお送りいたします。
- ・相続等で土地所有者の変更や住所の変更等がありましたら、当公社までご一報ください。

○相続等の手続きについて

- ・公社の契約団地のうち、相続人が不明のため、間伐材の販売収入や立木補償料などを土地所有者に交付できず、長野地方法務局に供託されている事例が、平成23年度以降、6件（10人分）発生し、12万円余が供託されています。

○将来、主伐による収益を土地所有者の皆様に確実にお支払いできますよう、相続等が発生したときは忘れずに手続きをお願いします。

※相続等の手続きが完了したとき、住所や共有林の代表者に変更があったときなどは、公社までご連絡ください。

○契約地の現状確認等のお願い

- ・公社有林の誤伐の防止や森林の適正な管理のため、土地所有者の皆様も定期的に公社契約地の状況を確認されますよう、ご協力をお願いします。
- ・公社有林内で誤伐やゴミの不法投棄、病虫害等を発見したときは、ご一報ください。

topics

林業公社の各業務の窓口を紹介します

林業公社における各課等の担当業務は次のとおりです。お気軽にご質問、ご要望をお寄せください。

- ・公社の運営、経理、予算等に関すること 総務課
 - ・契約森林の整備等、事業に関すること } 森林整備課
 - ・公社有林の分収林契約等に関すること
 - ・公社全般に対するご意見、ご要望等について 副理事長、専務理事
 - ・この他、佐久（上田）、上伊那（松本）、南信州、木曽、の各地域振興局内に契約地の現場を管理する「業務主任」を配置しています。（ ）は、兼務で対応しています。
- メールでのお問い合わせは、「kousya@nagarin.or.jp」でお願いします。

令和5年度の定時総会を開催しました

昨年までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による開催とさせていただきましたが、令和5年度の定時総会は、対面により6月14日に開催いたしました。

審議事項は、任期満了に伴う「役員の選任について」審議いただきました（代表理事である理事長及び副理事長、業務執行理事である専務理事の選定については後日書面決議で決定いたしました）。報告事項は、令和4年度業務報告及び決算について、令和5年度事業計画及び収支予算書等について、第2次経営改革プランの実施状況について、それぞれ報告しました。

新しい役員は下記名簿のとおりです。

公益社団法人 長野県林業公社 定時総会



●長野県林業公社役員名簿

(任期：令和5年6月14日～令和7年度定時総会終結時)

役職名	氏名	他の職名
理事(理事長)	関 昇一郎	長野県副知事
理事(副理事長)	河合 広	
理事(専務理事)	小林聖一	長野県林業公社事務局長
理事	須藤俊一	長野県林務部長
//	両角正芳	立科町長
//	羽田健一郎	長和町長
//	下平洋一	飯島町長
//	大久保憲一	根羽村長
//	大屋誠	上松町長
//	太田守彦	筑北村長
//	平林明人	松川村長
//	峯村勝盛	飯綱町長
//	日臺正博	木島平村長
//	高田幸生	長野県森林組合連合会代表理事専務
監事	清水治良	税理士・公認会計士
//	勝野一成	阿南町長
//	奥原秀一	木祖村長

林業公社からの お知らせ

林業公社では、社員や契約者の皆様をはじめ、より多くの県民の方々に、「ホームページ」や「林業公社だより」を通じ、林業公社に関する情報を積極的に発信したいと考えています。

公社に対するご意見、ご要望などを、FAXやE-mail等でお寄せください。

ぜひ、ご覧ください!!